



石綿（アスベスト）法改正

制作：2023年9月

レベル3の除去作業 ～ユニットバス撤去を例に～

- ⑦飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示
- ⑧作業者は呼吸用保護具を着用して除去
- ⑨湿潤化して可能な限り原形のまま除去



講師 子安 伸幸

(株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI])

「石綿法令対応」はまとめるとこれ

改修（リフォーム）や解体工事など、石綿の事前調査が必要な工事について（レベル3）

見積段階	やらなければならないこと	誰が？	大防法	石綿則
着工前	① ★調査、記録を保管 ※（2023.10～）調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等	●	●
	② ★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者	●	—
	③ ★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者	●	●
工事中	④ 作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑤ （下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者	●	●
	⑥ ★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等	●	●
	⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等	—	●
	⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去 ※施工現場に一人は「石綿作業主任者」を ※作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等	—	●
完了後	⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	●	●
	⑩ 石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理 ※事前に処理体制・ルート構築	元請業者	廃棄物処理法	
	⑪ 写真を含めた作業記録作成、保管	下請業者等	—	●
	⑫ 特定粉じん排出等作業記録作成、保管	元請業者	●	—
	⑬ 完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	元請業者	●	—

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

⑦ 飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示

■ 立入禁止・飲食禁止・石綿の作用・石綿作業主任者の4点掲示

(表示)
関係者以外立入禁止

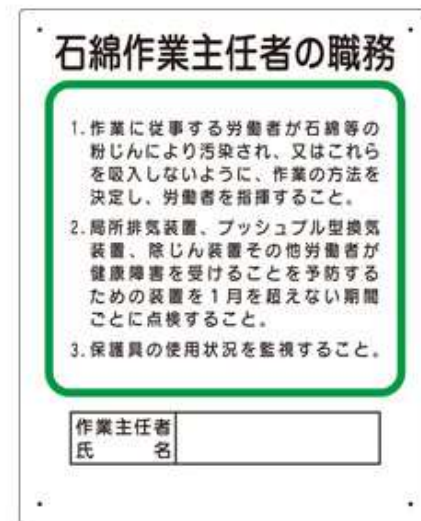
(表示)
作業場での喫煙、
飲食の禁止

(掲示)
石綿等の人体に及ぼす作用、使
用すべき保護具など

(掲示)
作業主任者の氏名
及びその者に行なわせる事項



石 綿			
応 急 措 置	保 護 具	取扱い上の注意事項	人体に及ぼす作用
<ul style="list-style-type: none"> ○ 呼吸器の故障・破損等発生時は、直ちに作業を中止し、安全な場所へ避難する。 ○ 作業終了後は、作業現場を清掃し、石綿の付着を除去する。 ○ 作業中に、目や鼻、皮膚等に石綿が付着した場合は、直ちに作業を中止し、安全な場所へ避難し、付着した部分を洗い流す。 ○ 作業中に、衣服等に石綿が付着した場合は、直ちに作業を中止し、安全な場所へ避難し、付着した部分を洗い流す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 呼吸器（防塵マスク）・保護服（作業服）・手袋（作業用手袋）を着用する。 ○ 呼吸器（防塵マスク）は、作業前・作業中・作業後、定期的に点検・清掃を行う。 ○ 呼吸器（防塵マスク）は、作業前・作業中・作業後、定期的に点検・清掃を行う。 ○ 呼吸器（防塵マスク）は、作業前・作業中・作業後、定期的に点検・清掃を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石綿等の粉じんを吸入しないよう、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 ○ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。 ○ 保護具の使用状況を監視すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないよう、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 ○ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。 ○ 保護具の使用状況を監視すること。



ミドリ安全公式通販サイトより <https://ec.midori-anzen.com/>

必要な看板掲示 実際の掲示の例

A3サイズの事前調査結果の表示

⇒公衆に見やすい位置に



飲食禁止・作業主任者の責務など4点

⇒労働者の見やすい位置に（除去部分の入口でよい）



必要な看板掲示 実際の掲示の例

集合住宅では入口近くの廊下などでも

玄関ドアにすべて表示しても構わない
※テープでドアの塗装などが剥がれないように



作業環境の養生例

マスカーを使った養生



マスカーを使った養生



マスカー
(シートと養生テープが一体)



養生用テープ



⑧ 作業者は呼吸用保護具を着用して除去

下請業者等

■ レベル3では呼吸用保護具と作業衣を着用して除去

<p>レベル3 切断等を伴う除去： 区分③</p> <p>* 隔離養生（負圧不要）内部以外</p>	<p>・ 半面形取替え式防じんマスク （粒子捕集効率99.9%以上） RL3 RS3</p> <p>※国家検定合格品</p> <div data-bbox="523 425 1166 662"></div> <p>図6.2.12 半面形面体を有する取替え式防じんマスク(RL3)の例</p>	<p>・ 保護衣又は作業衣 （保護衣の使用義務はない）</p> <div data-bbox="1541 362 1663 676"></div> <p>図6.1.2 専用の作業衣（例）</p>
<p>レベル3 原形のまま取り外し：区分④</p>	<p>・ 取替え式防じんマスク （粒子捕集効率95.0%以上） RL2 RS2</p> <p>※国家検定合格品</p> <div data-bbox="479 925 1315 1200"></div> <p>図6.2.13 半面形面体を有する取替え式防じんマスク(RL2)の例</p>	<div data-bbox="1534 782 1721 1076"></div> <p>写真4-3 半面形防じんマスクと保護めがね・作業衣の例</p>

画像：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

防じんマスクの例：区分③の製品



作業時の服装・装備の例



作業時の服装の例

ツルツルした素材の選択



雨用のポンチョなどでも問題ない



⑨ 湿潤化して可能な限り原形のまま除去

下請業者等

■ レベル3 建材は湿潤化して可能な限り原形のまま除去

方法	切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外す ※固定具等を取り外すこと、母材等と一体として取り外すこと等により、特定建築材料を切断、破碎等せずに建築物等から除去すること。 ※ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すこと。	
	上記方法が技術上困難なとき、作業の性質上適さないとき (石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外)	薬液等により湿潤化
清掃	除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。 養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行う。	
確認	作業完了の確認 必要な知識を有する者 = 事前調査を行わせる者・石綿作業主任者に、確認を目視で行わせる	

けい酸カルシウム板第1種を切断・破碎等により除去する場合

石綿含有仕上塗材を電気グラインダー他の電動工具を使用して除去する場合

- ・ 隔離養生（負圧不要）
- ・ 薬液等により湿潤化

作業例：湿潤化、可能な限り原形のまま除去

パネル接合部から撤去



パネル接合部に湿潤化



パネルごとに取り外し



湿潤化について（必要に応じて行う）

下地材が石綿含有



タイル面



タイル面への湿潤化は意味がない



下地材



浸透することで飛散が防止できる



裏面表示の例

無石綿の表示があるが、
現在の基準では石綿含有である



作業例：取り残し等の確認、清掃、養生撤去

- 取り残し等の確認は石綿作業主任者、又は事前調査者（2023.10.1～）が実施。
- 除去作業後、HEPAフィルタ付きの真空掃除機等で清掃。
養生を行った場合は養生を解く前に清掃を行う。



改正大気汚染防止法が令和3年4月1日から施行されます

（１）石綿含有成形板等への規制の拡大（令和3年4月1日～）

これまで、作業基準遵守等の規制対象外であった石綿含有成形板等（レベル3（注））が規制対象となり作業基準の遵守が義務化されます。法令上の用語も以下のように変わります。

なお、建築材料における石綿の含有の考え方は、建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものをいいます。

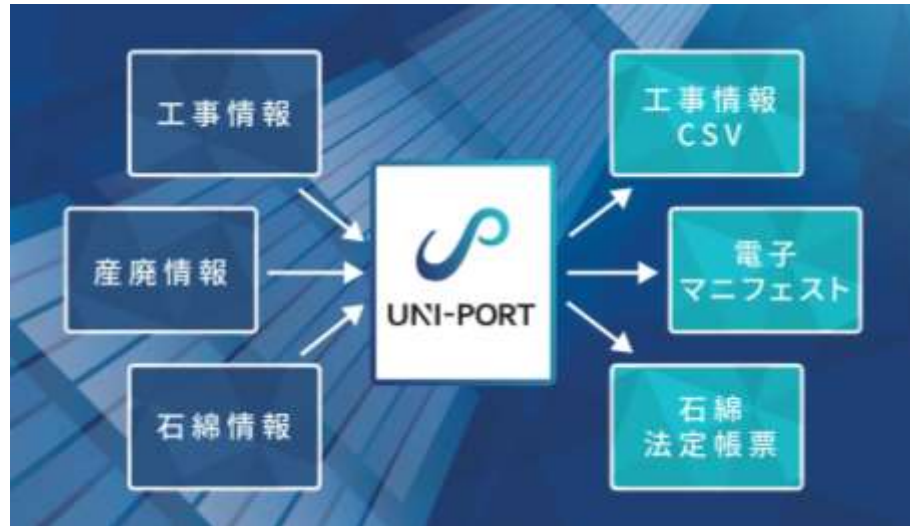
規制対象となる建築材料等一覧

用語等	改正後	改正前
特定建築材料	<ul style="list-style-type: none"> 吹付け石綿（レベル1（注）） 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル2（注）） 石綿含有成形板等（レベル3（注）） 	<ul style="list-style-type: none"> 吹付け石綿 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材
特定粉じん排出等作業	上記の特定建築材料（レベル1～3）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体、改造、又は補修する作業	上記の特定建築材料（レベル1、2）が使用されている建築物等を解体等する作業
作業に係る届出が必要な特定工事	レベル1、2の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業（届出対象特定工事）	（改正法施行前の）特定粉じん排出等作業（レベル1、2）

（注）レベル1～3は大気汚染防止法に基づく規定ではなく通称です。以下、同じ。

■ UNI-PORTなら石綿除去作業に必要な4点の看板も出力できます

システムの概要



青字はUNI-PORTでできる部分

工事中	⑤	(下請業者がいる場合) 作業計画 を説明	元請業者	UNI-PORT
	⑥	★ 調査結果(有無) を現場に掲示・備え付け	元請業者 下請業者等	UNI-PORT
	⑦	飲食禁止・石綿の作用など4点 の掲示	元請業者 下請業者等	UNI-PORT
完了後	⑧	作業者は呼吸用保護具を着用して除去	下請業者等	
	⑨	湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等	
	⑩	石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理	元請業者	UNI-PORT

解体・リフォーム・改修事業者のための
アスベスト情報ナビ

by **CE:SI** 一般社団法人企業環境リスク解決機構

<https://asnavi.cersi.jp/>

解体・リフォーム・改修事業者のためのアスベスト情報サイト

アスベスト情報ナビ by **CE:SI** 一般社団法人企業環境リスク解決機構

コラムを検索する



トップページ

コラム

イベント

動画

石綿に関するご相談

トップページ > イベント一覧

イベント / EVENT

受付中

事前調査実践セミナー

開催日

毎週月・水・金 13:00~15:00 / 17:00~19:00

「事前調査はどうすれば良い？」の声に応える！事前調査実践セミナー【石綿調査者】

受付中

石綿スキルアップ講習
仕事がわかる
セミナー

開催日

毎週火曜 13:00~15:00 / 17:00~19:00

【現場での作業がわかる】石綿作業主任者の仕事がわかるセミナー

コラムを検索



- #石綿管理 #石綿 #産廃物管理
- #産廃物 #法令 #コンプライアンス
- #建築 #廃材 #効率化 #現場管理
- #ツール #リモート作業 #資格
- #ハウツー #豆知識

カテゴリー

- 石綿・産廃物管理について >
- DX・IT導入について >



石綿（アスベスト）法改正

制作：2023年9月

レベル3の除去作業 ～ユニットバス撤去を例に～

- ⑦飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示
- ⑧作業者は呼吸用保護具を着用して除去
- ⑨湿潤化して可能な限り原形のまま除去



講師 子安 伸幸

(株式会社ユニバース／一般社団法人企業環境リスク解決機構 [CERSI])